

「ノーマイカーデー」に関する よくあるご質問

【対象者】

Q1 普段からマイカー以外で通勤している場合は、実績報告等の対象になりますか？

A1 普段からマイカー以外で通勤している方は、実績報告を含め、全て対象外になります。

Q2 家族に車で送り迎えされている場合は、対象になりますか？

A2 ご家族の方が自動車を運転して、事業所までの送り迎えをしている場合は、「マイカー通勤者」として対象になります。

ただし、ご家族の方が自らの通勤のために運転している自動車に相乗りし、事業所に通勤している場合は、対象外となります（ご家族の方は、「マイカー通勤者」として対象になります。）。

Q3 通勤手当を支給している従業員のみが対象ですか？

A3 通勤手当の支給の有無にかかわらず、普段からマイカーで通勤している方が対象になります。

Q4 健康上の理由、家庭の事情、代替できる交通手段がない、業務上の都合などにより、マイカー以外の通勤方法がない場合も、対象者となりますか？

A4 上記の理由により、マイカー以外の通勤方法がない方については、ノーマイカー通勤実施の呼びかけの対象外としていただいても結構です。なお、その場合は、エコカーの使用や、エコドライブの実践を呼びかけてくださるようご協力をお願いします。

Q5 普段からパーク&ライド等で通勤している場合、対象者となりますか？

A5 「マイカー通勤者」ではありませんが、駅やバス停までの交通手段をマイカー以外の交通手段に転換した場合は、「ノーマイカー通勤実施者」として実績を報告していただくことができます。

【実施方法】

Q6 実施期間中は、業務の都合により参加できません。翌週であれば参加可能なのですが・・・。

A6 原則として、実施期間中の参加をお願いします。

ただし、業務の都合等により、実施期間中の参加ができない場合は、実施期間の前後1週間程度の期間内でのノーマイカー通勤の実施については、参加登録・実績報告の対象にすることができます。

Q7 事業所で実施日を決めて実施しなければならないのですか？

A7 実施日を決めていただく必要はありません。実施期間中、従業員の方のご都合に合わせて、各自ノーマイカー通勤を実施していただく形で結構です。できるだけ参加しやすい形で実施してください。

Q8 マイカー通勤者全員が参加しなければ、「参加事業所」にはならないのですか？

A8 必ずしもマイカー通勤者全員に参加していただく必要はありません。一人でも参加者がいて、事業所から実績を報告していただければ、「参加事業所」となります。

Q9 強制的に参加させられることはないのですか？

A9 各事業所及び従業員一人ひとりの自主的な取組を促進することが目的ですので、強制的な参加を求めるものではありません。無理のない範囲でご参加・ご協力ください。

Q10 徒歩や自転車による通勤は不可能で、公共交通機関もない場合はどうすればいいですか？

A10 同僚の方などで同じ方向からマイカー通勤されている方がいらっしゃいましたら、相乗りによる参加も可能ですので、お互いに可能な範囲でご協力・ご参加くださるようお願いいたします。

Q11 普段は自分でマイカーを運転して通勤しているが、家族にマイカーで送り迎えしてもらった場合はノーマイカー通勤を実施したことになりますか？

A11 ご家族の方が代わりに運転しても、マイカーの走行距離は削減されず、むしろ、走行距離が増え

ることになると思われますので、このような形での参加はご遠慮ください。

ただし、Q2 後段の相乗り該当する場合は、ノーマイカー通勤を実施したことになります。

Q12 行き又は帰りのみのノーマイカー通勤の実施でも、実績報告の対象になりますか？

A12 行き又は帰りのみ実施でも対象になりますので、可能な範囲でご参加ください。

Q13 マイカー以外の通勤手段がないので、実施期間中に休暇を取り、マイカーの走行距離を削減しようと思っています。この場合でも、ノーマイカー通勤を実施したことになりますか？

A13 マイカーの走行距離を削減することも目的の一つですが、マイカー以外の通勤手段への転換を促進するというのも大きな目的です。休暇を取った場合は、ノーマイカー「通勤」は実施していませんので、実績報告の対象外となります。出張等の場合も同様です。

Q14 駅までマイカーで移動して、電車で通勤しようと思っています（パーク&ライド）。マイカーを使用すれば、ノーマイカー通勤を実施したことにはならないのですか？

A14 マイカー以外の通勤手段への転換を促進するという目的に合致しますので、パーク&ライド等の場合は、マイカーを使用してもノーマイカー通勤を実施したことになります。

【実績報告】

Q15 パーク&ライド等でマイカーを使用する場合、実績報告はどのように記載すればいいのですか？

A15 マイカー通勤のみの場合と比較して、削減（転換）されたマイカー通勤距離を計上してください（例：マイカー通勤片道距離 10km、駅までのマイカー使用片道距離 3km の場合、 $(10-3) \text{ km} \times 2=14\text{km}$ を転換距離に記入）。

なお、駅までの距離が不明な場合等は、通勤距離の全てが削減（転換）されたものとして取り扱っても差し支えありません。

Q16 行きと帰りの交通手段が異なる場合、実績報告はどのように記載すればいいのですか？

A16 いずれか一方の代替通勤手段欄のみに人数を計上し、「ノーマイカー通勤実施人数」＝「代替通勤手段欄の各交通手段人数の合計」となるようにしてください。片道で2種類以上の交通手段を利用した場合も同様に、主な代替通勤手段欄のみに人数を計上してください。

Q17 マイカー通勤者全員の実施結果を取りまとめるのは非常に大変です。参加は呼びかけますが、実績報告はしなくてもいいのですか？

A17 従業員が多い等の場合は、実施結果の取りまとめが非常に大変だと思いますが、実績報告書の提出にご協力くださるようよろしくお願いいたします。

なお、事業所単位での実績報告の取りまとめが困難な場合は、部署等の単位で実施結果を取りまとめ、複数枚の実績報告書を提出していただいても構いません。

また、参加者全員分の実施結果の取りまとめが困難な場合は、集計できた参加者の分だけで実績報告書を提出していただいても差し支えありません。

Q18 代替通勤手段の「その他」には何が該当しますか？

A18 その他の交通手段としては、原動機付自転車や乗合のタクシーなどが考えられます。

【その他】

Q19 公共交通機関を利用した場合の交通費は、誰が負担するのですか？

A19 強制的な参加を求めるものではなく、各事業所及び従業員一人ひとりに自主的に取り組んでいたためですので、県が交通費を負担することはできません。可能な範囲でご参加・ご協力ください。

なお、各事業所が参加者の交通費を負担するなどの支援をされた場合は、ぜひ実績報告書にその旨記載していただくとともに、自ら積極的にPRして下さるようお願いします。